示　談　書

下記当事者間で発生した交通事故に関し、当事者双方は本日、以下の条項により示談解決することに合意した。

当事者

甲（加害者）　住所: 東京都新宿区西新宿1-1-1　氏名: 田中 太郎　(印)
　　連絡先: 090-1234-5678　保険会社: ○○損保 (証券番号: 123-456)

乙（被害者）　住所: 東京都渋谷区代々木2-2-2　氏名: 佐藤 花子　(印)
　　連絡先: 090-8765-4321　過失割合: 甲8 : 乙2

第1条（示談の趣旨）

甲及び乙は、令和○年○月○日午前○時○分頃、○○県○○市○○丁目○番地先路上において発生した交通事故に関し、以下の条項により円満に示談解決するものとする。

第2条（事故の概要）

本件事故は、甲運転の自動車（登録番号○○）と乙運転の自動車（登録番号○○）が交差点において出会い頭に衝突した事故である。

第3条（損害賠償額の確定）

甲は乙に対し、本件事故により乙が被った全損害（治療費・休業損害・慰謝料・物損・将来の損害を含む）の賠償金として、金○○○○○○○円を支払う義務があることを認める。

第4条（過失割合）

本件事故に関する甲乙の過失割合は、甲○割、乙○割と合意する。前条の賠償額はこの過失割合を反映した金額である。

第5条（支払方法）

甲は前条の賠償金を、令和○年○月○日までに乙の指定する金融機関口座（○○銀行○○支店 普通預金 口座番号○○○○○○○）に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第6条（分割払いの定め）

前条にかかわらず、甲乙合意のうえ分割払いとする場合は、毎月〇日限り金〇〇〇〇〇円を〇か月にわたり乙の指定口座へ振り込む。

第7条（遅延損害金）

甲が前条の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から完済まで年14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

第8条（期限の利益喪失）

甲が分割金の支払を1回でも怠ったときは、当然に期限の利益を喪失し、残金全額及び遅延損害金を直ちに支払う。

第9条（保険金との関係）

本示談金の一部又は全部が甲の加入する自動車保険から支払われる場合、当該保険金は本示談金に充当されるものとする。

第10条（物的損害）

乙の車両修理費、レッカー代、代車費用等の物的損害については本示談金に含まれる。乙は別途請求しない。

第11条（人身損害）

乙の治療費、通院交通費、休業損害、入通院慰謝料、後遺障害慰謝料、逸失利益等の人身損害については本示談金に含まれる。

第12条（後遺障害）

本示談締結時点で診断が確定していない後遺障害が将来発生した場合、別途協議するものとする。

第13条（清算条項（最重要））

甲及び乙は、本示談書に定めるほか、本件事故に関し甲乙間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第14条（守秘義務）

甲及び乙は、本示談の内容を正当な理由なく第三者に開示しないものとする。

第15条（裁判管轄）

本示談に関する紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（協議事項）

本示談書に定めのない事項又は本示談書の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し解決する。

本示談書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自署名押印のうえ各1通を保有する。

令和 7 年 5 月 12 日

甲（加害者）

住所　東京都新宿区西新宿1-1-1
氏名　田中 太郎　(印)
電話　090-1234-5678

乙（被害者）

住所　東京都渋谷区代々木2-2-2
氏名　佐藤 花子　(印)
電話　090-8765-4321

使い方ガイド

1) 示談はやり直しが基本的にできない最終合意です。署名前に必ず内容を確認してください。

2) 第3条の賠償額は、人身・物損・慰謝料・休業損害・将来分すべてを含む金額を記入します。

3) 第4条の過失割合は、自動車保険会社や交通事故専門弁護士に事前確認することを推奨します。

4) 第13条「清算条項」は、本示談書記載以外の請求を一切しないことを意味します。
　後から症状が悪化しても追加請求できない可能性があるため、症状固定後の締結を推奨します。

5) 後遺障害認定が見込まれる場合、第12条を残すか、認定後に別途協議としてください。

6) 賠償額が大きい場合や争いがある場合は、公正証書化を検討してください（強制執行可能）。

7) 当事者の一方が未成年の場合は、親権者の同意が必要です。

関連法令・参照

- 民法第695条〜696条（和解契約）
- 自動車損害賠償保障法（自賠法）
- 民法第709条（不法行為）・第715条（使用者責任）
- 赤い本／青本（交通事故損害賠償基準）